

第5号様式（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

大竹市長 様

本 人 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名 ⑩

（本人との続柄 ）

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名 ⑩

（本人との続柄 ）

電話番号

貸付総額(限度額) 円

大竹市奨学金の貸付けを受けることについては、裏面記載事項のほか、大竹市奨学金貸付条例、同施行規則及びその他の指示を堅く遵守することはもとより、奨学金の償還その他全ての義務を誠実に履行することを誓約いたします。

また、主たる債務者は、連帯保証人に対して債務履行に関する情報を開示することをあらかじめ承諾し、主たる債務者に対する請求が連帯保証人に対しても効力が生じること及び貸付けを受けた奨学金に関する一切の紛争についてはその訴額に関わらず大竹簡易裁判所とすることに合意します。

【裏面】

- 1 奨学生が休学したときは、休学中の期間、奨学金の貸付けを休止します。
- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止します。
  - (1) 疾病その他の事由により卒業の見込みがないと認められたとき。
  - (2) 奨学金を必要としない事由が発生したとき。
  - (3) その他奨学生として適当でないとき。
- 3 保護者が大竹市に居住しなくなった場合は、奨学金の貸付けを停止します。
- 4 奨学生又は奨学生であつた者が、奨学金返還完了前において、次の場合に該当するときは、直ちに市長に届け出なければなりません。
  - (1) 休学、退学、停学その他の処分を受けたとき。
  - (2) 転校したとき。
  - (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
  - (4) 氏名又は住所に変更があつたとき。
  - (5) 保証人を変更したとき。
  - (6) 就職したとき、又は就職先を変更したとき。
- 5 奨学金は、卒業後（大学に進学したものについては大学卒業後）6か月を据え置き、その翌月から10年以内に返還しなければなりません。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- 6 奨学生が、奨学金の貸付けを停止されたときは、直ちに返還しなければなりません。
- 7 奨学生又は奨学生であつた者が、疾病その他特別の事情のため奨学金の返還が困難なときは、その返還を猶予することができます。
- 8 奨学生又は奨学生であつた者が、次の場合に該当するときは、奨学金（すでに返還した額を除く。）の全部又は一部の返還を免除することがあります。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 精神又は身体に著しい障害を生じ、返還できなくなったとき。
  - (3) 重大な災禍その他特別の理由によって返還ができなくなったとき。
- 9 連帯保証人は、本誓約書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本誓約書等に従わなければなりません。